

JICA イラク共和国保険手配の実務と ケーススタディセミナー

イラク保険事情調査報告

2013年3月6日

MS&AD 株式会社 インターリスク総研

コンサルティング第一部 CSR・法務第2グループ
上級コンサルタント 吉田 潔

本日のセミナーについて

1. イラク国の保険規制
2. イラク国の主要損害保険会社
3. イラク国の強制保険
4. イラク国以外からの保険調達
5. 出再保険の現状と動向
6. 工事関係保険の概略
7. イラク国におけるフロンティング
 - フロンティングは可能か
 - フロンティングは合法か
8. イラク保険会社の実績
9. 保険料および保険金のカットスルー
 - カットスルー
 - イラクにおけるカットスルー
 - カットスルーの手配の実際
10. 保険金支払体制
 - 確実な保険金の支払い
 - フロンティング保険手配の場合の保険金請求の手順

1. イラク国の保険規制

- 現行規制は米国国際開発庁指導の2005年保険業法（以下「業法」）による
- 業法は、保険当局であるイラク保険機構（以下「機構」）の認可したイラクで事業を行う保険会社に限定しなかったため、認可のない国外保険会社から保険手配することが可能（但し、国内保険会社の批判はある）
- 保険料率については、法定料率表があるが、不遵守の罰則がなく、必ずしも遵守されていない
- 罰金および罰則は、機構が認可した保険会社に対してのみ適用され、無認可の国外保険会社には適用がない
- イラク保険市場における認可保険会社の保険引受能力には限界があり、国外の無認可保険会社の直接付保、再保険による危険引受けは不可欠の現状にある

2. イラク国の主要損害保険会社

- 調査を行った2012年6月時点で、
機構に認可・登録されている
保険会社および再保険会社は
30社である
- 主要保険会社としては国営の
NICが最大手で同様に国営の
IICがそれに続き、両社とも収
入保険料、資本金、従業員数
および財務資産の面で抜きん
出ている。

報告書P97図から

報告書P40～46にも詳述されてい
るのでご参照願います



表-20 イラクの保険会社一覧

No.	会社名	資本金	従業員数	保険料額
1	Alba Insurance Company	1,500,000,000	19	379,774,448
2	Al-Anbar Insurance Company	1,250,000,000	—	—
3	Al-Bath Insurance Company	2,000,000,000	—	—
4	Al-Eqtad International General Insurance Company	5,000,000,000	—	—
5	Al-Hana'a Insurance Company	2,000,000,000	34	1,548,189,147
6	Al-Ilan Insurance Company	1,000,000,000	4	300,000,000
7	Al-Masraf Insurance Company	1,500,000,000	11	—
8	Al-Rasim Insurance Company	500,000,000	—	—
9	Al-Watani Insurance Co.	1,500,000,000	—	—
10	Asia Insurance Company	30,000,000,000	25	—
11	Baba Insurance Company	2,000,000,000	—	—
12	Ciban Insurance Company	1,500,000,000	—	—
13	Das Al-Haq Insurance Company	1,000,000,000	—	—
14	Das Al-Salam Insurance Company	2,400,000,000	22	524,234,884
15	Dihna Insurance Company	1,000,000,000	5	—
16	Gulf Insurance and Reinsurance Company	1,000,000,000	4	310,073,407
17	Inq International Insurance Company	1,450,000,000	8	—
18	Inqi Insurance Company	3,200,000,000	345	18,881,883,000
19	Inqi Reinsurance Company	3,000,000,000	—	10,083,000,000
20	Kar Insurance Company	40,000,000,000	7	—
21	Kurdistan Insurance Company	1,000,000,000	3	—
22	Middle East Insurance Co.	1,000,000,000	—	—
23	Moa'ina Insurance Company	—	—	—
24	National Insurance Company	15,000,000,000	729	40,581,538,000
25	Shatt Al-Arab Insurance Company	3,000,000,000	—	308,554,420
26	Shatt Al-Arab Insurance Company	500,000,000	20	—
27	Trust House Insurance Company	1,012,000,000	—	—
28	Union International Insurance Company [I-Ithil]	2,000,000,000	—	—
29	Ut International Insurance Company	2,250,000,000	8	—
30	Wadi Al-Rasim Insurance Company	5,000,000,000	—	—

出所: イラクの主要損害保険会社と再保険会社への直接の問い合わせ

3. イラク国の強制保険

■ 自動車対人賠償保険

- 強制自動車保険に関する法律(1980年法第82号)により強制であるが、1988年から強制保険料はガソリン課税の形となった。

■ イラク国発注工事

- 国の発注工事契約については、計画省計画局の1971年11月23日付指令に基づき、第三者損害賠償を含む土木工事保険に加入しなければならない。

なお、貨物海上保険については、国営企業の場合、国営保険会社から調達する傾向があるが、強制ではない。現実にイラク政府が工事を発注（買主）し、資材を輸入する図式だが、外国工事会社（売主）がCIF条件で海外で保険手配を行っている。

4. イラク国以外からの保険調達

- **イラク国は、国内のリスクを外国保険会社が直接付保することを禁止していない。**
- **したがって、必要な保険種目がイラク保険市場で入手できない場合、被保険者は国際保険市場からその保険を調達することが出来るし、実際に行なわれているのが現状である。**

「2003年のイラク戦争終結で国外付保が可能になって以降、イラクの登録保険会社を通さず保険の手配をする傾向は非常に強くなり、現在でも続いている。現行では、国外直接付保が禁止されておらず、法の枠組み外で保険を組むことに、いかなる罰則も罰金も規定がないためである。唯一の制限は、石油関連の契約上のもので、この場合はイラク国内保険会社への付保が求められる。」（報告書61ページ）

しかし．．．

4. イラク国以外からの保険調達

- 実際には、取り決めるべき条件にもよるが、すべての元受保険契約をイラクの保険会社で手配するほうが有利である。

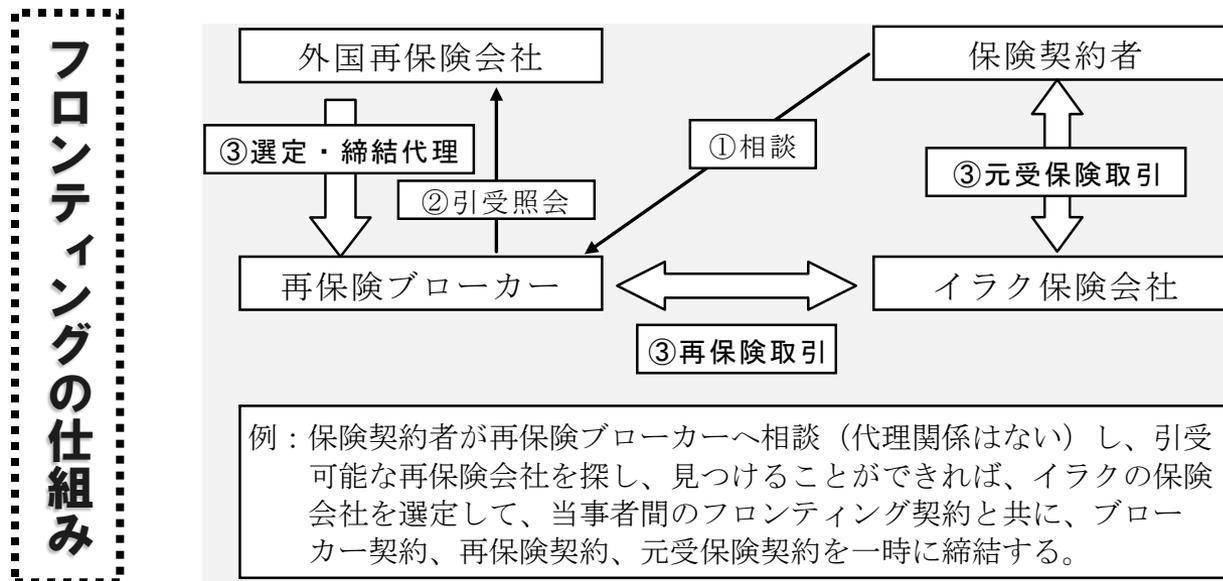
「受注工事契約の保険条項で、請負業者が付保しなければならない保険種目および、イラク保険会社からの保険手配の要否が規定される。

（中略）

しかし、保険契約のメンテナンスや事故発生時の現地対応等を考慮すると、取り決めるべき条件にもよるが、すべての保険をイラクの保険会社で元受付保し、海外の財務信用度の高い保険会社へ再保険を手配するほうが有利である。特に第三者損害賠償保険では、現地での被害者対応や訴訟対応があるため、イラク保険会社による対応が有利である。さらには、外国企業の工事請負業者として、イラク国内保険会社との取引を通じた同国経済への貢献を、イラク社会や政府に対して明示できることも、同国でビジネスを展開する上で非常に有効なイメージ作りになる。」（報告書62ページ）

5. 出再保険の現状と動向

- イラクの保険会社が国外の保険会社といかなる再保険契約を締結することについて法的規制はない。
- したがって、必要とする保険カバーをイラク以外の外国保険会社から再保険を使って持ち込む（「フロンティング」）ことも可能である。



6. 工事関係保険の概略

- 海外工事に関わる事故、災害、法的責任および信用に関連するリスクについて、一般的に以下の保険商品が調達可能。
(報告書101ページ)
- 但し、実際の調達においては保険市場の動向もあり、必ず専門家に照会することが必要であり、その時点における保険の補償内容詳細や調達の可否等は信頼のおける保険会社や国際再保険ブローカーへ相談することが望ましい。

貨物海上保険 (Marine Cargo Insurance) ⇨
貨物操業遅延保険 (Marine Delay in Start-up Insurance: DSU)⇨
土木工事保険 (Contractor's All Risks Insurance: CAR)、または組立保険 (Erection All Risks Insurance: EAR)⇨
メンテナンスカバー (工事保険特約) ⇨
賠償責任保険 (General Liability Insurance: GL) および使用者賠償責任保険 (employers' Liability Insurance: EL)⇨
海外旅行総合保険(Overseas Travellers' Comprehensive Insurance) ⇨
操業開始遅延保険(Advance Loss of Profit Insurance: ALOP)⇨
専門職業人賠償責任保険(Professional Liability/ Professional indemnity Insurance: PI)⇨

7. イラク国におけるフロンティング

- **フロンティングは可能か**
 - 既に5において説明したように業法上可能である。
- **フロンティングは合法か**
 - 既に5において説明したとおり、単なる再保険とされ、業法上合法である。
- **しかし、法的に可能且つ合法であることと、以下のようなフロンティング条件を踏まえ、現実的、実務的にスムーズに運営できるか、ということはまた別の問題である。**
 - 元受保険会社のフロンティング手数料の水準
 - 元受保険会社の役割、サービスの範囲(現地保険証券発行、その他)
 - 保険料や保険金の支払に関わるカットスルー(後述)
 - 元受保険会社による引受責任の消化、保有の有無
 - 外国再保険会社への出再方法(例:国営イラクリー経由、等)

8. イラク保険会社の実績

- イラクの保険会社は30社あるが、資本金、従業員数、使用可能言語および専門性等において様々である。
- フロンティング先の選定は、保険会社としての信用度以上に、コミュニケーション能力、保険事務処理能力や、再保険会社や保険契約者との協調性が重要である。
- その選定にあたっては、実際にフロンティング経験のある国際再保険ブローカー（再保険会社のブローカー）が不可欠である。

国際再保険ブローカーUIB社のイラク保険会社取引例



【バグダッド】	【クルド地域】
● Ahlia Insurance Co	● Asia Insurance Co
● Al-Ameen Insurance Co	● Kar Insurance Co
● Al-Etihad Insurance Co	● StarKar Insurance Co
● Al-Hamra'a Insurance Co	● Ur International Insurance Co
● Al-Khair Insurance Co	
● Gulf Insurance Co	
● Iraq Insurance Co	
● Iraq International Insurance Co	
● National Insurance Co	
● Shatt Al-Arab Insurance Co	

9. 保険料および保険金のカットスルー

■ カットスルー

- 「カットスルー」とは、保険契約者（被保険者）が直接保険契約関係にある元受保険会社の頭越しに再保険会社と保険料、保険金の直接決済をすることをいう。

■ イラクにおけるカットスルー

- イラクでは、元受保険会社が破綻した場合、被保険者が再保険会社へ直接保険金請求するカットスルー規定を業法上定めているだけである。
- したがって業法上、外国再保険会社、イラク元受保険会社間の再保険契約にカットスルー条項を結ぶことは違法ではない。

■ カットスルーの手配の実際

- 「保険料カットスルー」および「保険金カットスルー」条項には、全ての契約当事者、すなわち被保険者、保険会社および再保険者の合意が必要である。実務的には元受保険会社、再保険会社の条件によりケースバイケースでの対応になる。

10. 保険金支払体制

■ 確実な保険金の支払い

- 保険手配を行う場合に、心配になるのは「本当に保険金を払ってもらえるだろうか？」という問題である。

■ フロンティング保険手配の場合の保険金請求の手順

- 従って信用のある外国再保険会社から直接保険金を受け取るためにカットスルーを導入することになる。

- この場合における手順を右記に説明する。
(報告書P107から)

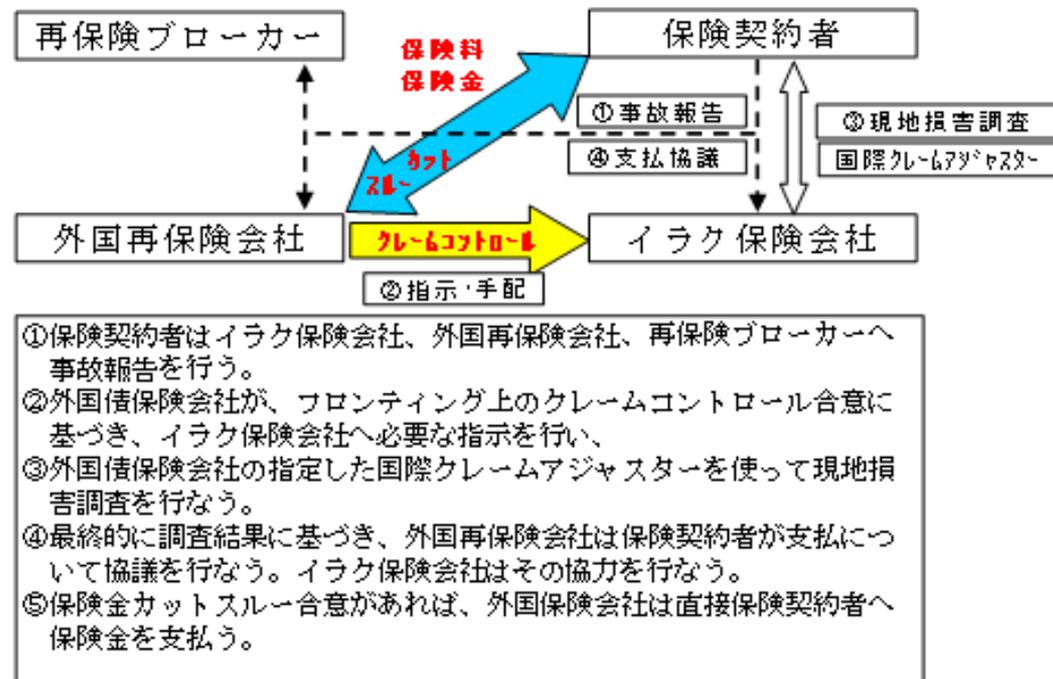


図 - 22 フロンティングのイメージ

MS&AD

MS&ADインシュアランスグループ

ご清聴ありがとうございました

株式会社 インターリスク総研

**コンサルティング第一部
CSR・法務第2グループ
〈お問い合わせ先〉**

吉田 潔（上席コンサルタント）

**〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-2-5 御茶ノ水NKビル
Tel : 03-5296-8912 / Fax : 03-5296-8941
<http://www.irric.co.jp/>**